

第4期竹原市国民健康保険 特定健康診査等実施計画

令和6年度～令和11年度

令和6年3月
竹原市国民健康保険

第4期特定健康診査等実施計画

背景・現状等	令和3年に高齢化率28%を超え、超高齢社会となったわが国の目標は、長寿を目指すことから健康寿命を延ばすことに転換している。自身の健康状態を把握し、生活習慣の見直しのきっかけとなるのが特定健康診査及び特定保健指導であるが、竹原市の令和4年度特定健診受診率は39.0%と国の目標値である60%を大きく下回っている。
特定健康診査等の実態における基本的な考え方	平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）の実施及び「特定健康診査等実施計画」の策定が医療保険者に義務付けられた。竹原市国民健康保険では、「特定健康診査等基本指針」の考え方に基づき「第4期特定健康診査等実施計画」を策定する。

1 達成しようとする目標						
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
特定健康診査の実施率[%]	42.5	46.0	49.5	53.0	56.5	60.0
特定保健指導終了者の割合 (特定保健指導実施率) [%]	19.6	27.7	35.8	43.9	52.0	60.0
内臓脂肪症候群該当者及び予備群の 減少率[%]（※前年度比較）	該当者：19.3 予備群：18.3	19.4 18.6	19.5 18.9	19.6 19.2	19.7 19.5	19.8 20.0
40、50代の特定健康診査受診率 [%]	25.0	27.5	30.0	32.5	35.0	37.5

2 特定健康診査等の対象者数						
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【特定健康診査】 対象者数[人]	4,081	3,953	3,856	3,753	3,659	3,576
【特定健康診査】 目標とする実施者数[人]	1,734	1,818	1,909	1,989	2,067	2,146
【特定保健指導】 対象者数[人]	210	220	231	241	251	260
【特定保健指導】 目標とする終了者数[人]	41	61	83	106	131	156

3. 1 特定健康診査等の実施方法【特定健康診査】																			
対象者	40歳～74歳までの被保険者																		
実施場所	集団健診：竹原市保健センター（他の場所での実施可能性あり） 個別健診：特定健康診査実施医療機関（広島県内）																		
法定の実施項目																			
基本的な健診項目※検査項目名については、プログラムに準じて記載。																			
	<table> <tr> <th>項目</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>質問票</td><td>既往歴（服薬歴及び禁煙歴含む）の調査、自覚症状及び他覚症状の検査</td></tr> <tr> <td>身体計測</td><td>身長、体重、腹囲、BMI</td></tr> <tr> <td>血圧</td><td>収縮期血圧、拡張期血圧</td></tr> <tr> <td>血中脂質濃度</td><td>空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール</td></tr> <tr> <td>肝機能検査</td><td>AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）</td></tr> <tr> <td>血糖検査</td><td>空腹時血糖及びヘモグロビンA1c（食後10時間未満の場合）</td></tr> <tr> <td>尿検査</td><td>尿糖、尿蛋白</td></tr> <tr> <td>追加健診</td><td>ヘモグロビンA1c（食後10時間以上の場合）、血清尿酸、貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）、血清クレアチニン及びeGFR</td></tr> </table>	項目	備考	質問票	既往歴（服薬歴及び禁煙歴含む）の調査、自覚症状及び他覚症状の検査	身体計測	身長、体重、腹囲、BMI	血圧	収縮期血圧、拡張期血圧	血中脂質濃度	空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール	肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP）	血糖検査	空腹時血糖及びヘモグロビンA1c（食後10時間未満の場合）	尿検査	尿糖、尿蛋白	追加健診	ヘモグロビンA1c（食後10時間以上の場合）、血清尿酸、貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）、血清クレアチニン及びeGFR
項目	備考																		
質問票	既往歴（服薬歴及び禁煙歴含む）の調査、自覚症状及び他覚症状の検査																		
身体計測	身長、体重、腹囲、BMI																		
血圧	収縮期血圧、拡張期血圧																		
血中脂質濃度	空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール																		
肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP）																		
血糖検査	空腹時血糖及びヘモグロビンA1c（食後10時間未満の場合）																		
尿検査	尿糖、尿蛋白																		
追加健診	ヘモグロビンA1c（食後10時間以上の場合）、血清尿酸、貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）、血清クレアチニン及びeGFR																		
健診結果等が「実施基準に該当」かつ「医師が必要と認めた」場合に実施する詳細の健診項目																			
	<table> <tr> <th>追加項目</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>貧血検査</td><td>赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値</td></tr> <tr> <td>心電図検査</td><td>12誘導心電図</td></tr> <tr> <td>眼底検査</td><td>両側</td></tr> <tr> <td>血清クレアチニン（eGFRを含む）</td><td></td></tr> </table>	追加項目	備考	貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値	心電図検査	12誘導心電図	眼底検査	両側	血清クレアチニン（eGFRを含む）									
追加項目	備考																		
貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値																		
心電図検査	12誘導心電図																		
眼底検査	両側																		
血清クレアチニン（eGFRを含む）																			
実施時期又は期間	集団健診：9月（予約：7月末）・11月（予約：9月末）に複数回 個別健診：7月～翌年1月（7か月）																		
外部委託の方法	<①外部委託の有無> 有：全面的に委託にて実施 <②外部委託の契約形態> ・集合契約 ・広島県国民健康保険団体連合会へ費用決済を委託するほか、特定健康診査及び特定保健指導については民間事業者へ委託する。																		
周知や案内の方法	・5月に、市内全戸へ冊子「健康診査のお知らせ」を配布する。 ・市のホームページ、広報紙、SNS、ケーブルテレビ等で周知を行う。 ・ふくし健康まつりや通いの場などを活用し、特定健診の周知や受診勧奨を行う。																		
事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法	・医療機関から本人の同意を得て受領する。 ・10月時点で特定健診の申し込みがない者を対象に、受診券及びみなし健診の記入表を郵送し、みなし健診による情報提供への働きかけを行う。（竹原地区医師会と契約）																		
その他 （健診結果の通知方法や 情報提供等）	集団健診：受診後1か月後に健診結果を実施機関より郵送する。 個別健診：受診後1か月後に健診結果を郵送もしくは対面で返却・結果説明を行う。																		

3. 2 特定健康診査等の実施方法【特定保健指導】							
対象者		特定保健指導基準該当者					
		対象者の階層	腹 囲	追加リスク ①血糖 ②脂質 ③血圧	④喫煙歴	対 象	
						40～64歳	65～74歳
			≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2つ以上該当		積極的支援	動機づけ支援
				1つ該当	あり		
						なし	
上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当			積極的支援	動機づけ支援		
	2つ該当	あり					
	1つ該当	なし					
実施場所		竹原市保健センター又は委託業者の設定する場所（主に市の施設を利用）					
実施内容	動機付け支援	「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に則り、以下のとおり実施する。 ＜支援者資格＞ ・医師や保健師、管理栄養士、看護師の専門職が実施する。 ＜初回面接＞ ・グループ支援又は個別支援にて1回実施する。 ・集団健診における特定保健指導対象者は、健診実施日に実施（分割実施）または健診実施2か月後に案内を送付し、申込に基づいて実施する。 ・個別健診における特定保健指導対象者は、健診実施に案内を送付し、申込に基づいて実施する。 ・生活習慣改善の必要性を説明し、対象者の特徴・属性に応じた行動目標及び計画を作成する。 ・食事、運動等の生活習慣改善に必要な事項について実践的な指導を実施する。 ＜評価＞ ・初回面接から3か月後に通信等で実施する。 ・身体状況、生活習慣の変化及び満足度を確認し、最終評価とする。 ＜実施後のフォロー・継続支援＞ ・目標達成に向けた行動の継続状況について、電話で確認する。					
	積極的支援	「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に則り、以下のとおり実施する。 ＜支援者資格＞ ・医師や保健師、管理栄養士、看護師の専門職が実施する。 ＜初回面接＞ ・グループ支援又は個別支援にて1回実施する。 ・集団健診における特定保健指導対象者は、健診実施日に実施（分割実施）または健診実施2か月後に案内を送付し、申込に基づいて実施する。 ・個別健診における特定保健指導対象者は、健診実施に案内を送付し、申込に基づいて実施する。 ・生活習慣改善の必要性を説明し、対象者の特徴・属性に応じた行動目標及び計画を作成する。 ・食事、運動等の生活習慣改善に必要な事項について実践的な指導を実施する。 ＜3か月以上の継続支援＞ ・3回以上介入し、目標の達成状況等の確認、指導を実施する。 ＜評価＞ ・初回面接から3か月後に面接又は通信等で実施する。 ・身体状況、生活習慣の変化及び満足度を確認し、最終評価とする。 ＜実施後のフォロー・継続支援＞ ・目標達成に向けた行動の継続状況について、電話で確認する。					
実施時期又は期間		集団健診後の初回面接：健診同日に実施、または12月中（9月健診受診者）・2月（11月健診受診者）に実施する。 個別健診後の初回面接：12月～翌年3月に実施する。 初回指導を年度末までに完了する。					
外部委託の方法		＜①外部委託の有無＞ 有：全面的に委託にて実施するが、個別健診受診者への申込書送付は市民課にて実施 ＜②外部委託の契約形態＞ 広島県国民健康保険団体連合会へ費用決済を委託するほか、特定健康診査及び特定保健指導については委託業者へ委託する。					
周知や案内の方法		・市のホームページ、広報紙、SNS、ケーブルテレビ等で周知を行う。 ・対象者には特定保健指導の実施時期に合わせて通知する。					
特定保健指導対象者の重点化（重点化の考え方等）		通知による利用勧奨を行ったのち、医療機関受診勧奨値対象者を優先的に訪問勧奨する。					

3. 3 特定健康診査等の実施方法に関する事項【年間スケジュール等】	
年度当初	・委託業者選定（集団健診・特定保健指導） ・特定健診の情報提供 業務委託（竹原地区医師会）
年度の前半	・医療機関の特定健診を申し込んだ者に対し、受診券を発送する。 ・前年度の実施計画の検証及び評価を行う。
年度の後半	・受診券を申し込んでない者に対し、特定健診受診券一斉送付する。 ・契約した医療機関に対し、特定健診の情報提供について依頼する。 ・翌年度の事業内容の検討（必要に応じた実施計画の見直し）を行う。
月間スケジュール	・請求日：毎月10日頃 ・支払日：毎月25日頃 ・階層化予定日：【集団健検診】終了後2週間後に健診委託業者より提供 【医療機関】10月以降毎月5日頃に特定健診システムより配信 ・受診券：申込から2週間以内に届くよう市民課から発送。利用券：希望者について発行し、委託業者へ提供。
4 個人情報の保護	
記録の保存方法	・個人情報の取扱いに関しては、「個人情報の保護に関する法律」等に従い、適切な対応をとる。 ・外部に委託する場合には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約書遵守の状況を管理する。 ・特定健診・特定保健指導の実施結果は、標準的な電子データファイル仕様に基づく電子ファイルの形態により、費用決裁の委託先である国民健康保険連合会が登録する。データファイルは「特定健康診査等管理システム」に登録され、システムにおいて最低5年間保存する。
保存体制、外部委託の有無	外部委託：有 費用決済と共に、データの保存を委託する。
5 特定健康診査等実施計画の公表・周知	
特定健康診査等実施計画の公表方法	本計画については、ホームページ等で公表し、周知に努める。
特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発方法	「健康診査のお知らせ」を各戸配布するとともに、ホームページ、広報紙、SNS、ケーブルテレビ等において特定健診の実施について周知を行う。
6 特定健康診査等実施計画の評価・見直し	
特定健康診査等実施計画の評価方法	事業の実施状況や目標値の達成状況等について、特定健康診査等管理システムや国への実績報告等のデータを活用して、毎年度評価を行う。
特定健康診査等実施計画の見直しに関する考え方	・毎年度評価を行い、必要に応じて本計画を見直す。 ・見直しを行う場合は、計画期間の中間年度である令和8年度に行う。 ・見直しは、国民健康保険及び保健事業の主管課が行うものとし、健康増進主管課、支援評価委員会等から意見を踏まえて行う。
7 その他事項	
・集団健診や国保人間ドック事業にて、がん検診との同日実施を行う。 ・指導期間中のモニタリングの進捗及び結果は委託業者から報告を得るようにし、必要な対策を検討する ・利用勧奨を行う看護師等を継続的に雇用する。	